



様式第 16 号（第 12 条関係）

令和 6 年 4 月 26 日

三 豊 市 長 様

申請者

団体の所在地 三豊市財田町財田上 2171 番地 1

団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

代表者氏名 理 事 長 菅 原 順 三

電話番号 0875-67-3790（責任者:大西義見／担当:大石秀子）

地域内分権推進交付金実績報告書

令和 5 年 4 月 3 日付け三政地第 14・2 号により、交付金の交付決定額を受けた地域内分権推進事業について、下記の通り実施したので、三豊市地域内分権推進交付金規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 実績報告額 9,338,118 円

2. 添付書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 事業報告書 | 1 部 |
| (2) 決算監査報告書 | 1 部 |
| (3) 貸借対照表 | 1 部 |
| (4) 財産目録 | 1 部 |
| (5) 収支決算書 | 1 部 |
| (6) 全役員名簿 | 1 部 |
| (7) 事業年度末の定款又は規約 | 1 部 |
| (8) その他市長が必要と認める書類 | |

以上

事業報告書

（令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日）

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊財田

1 事業の成果

【部会】

予算に対する成果

- ・部会の予算総額1,060,000円に対し、実績額が993,194円と93.7%を運用しほぼ予算通りに執行。活動による成果をあげることができた。
- ・にこにこ元気部会「ポン菓子加工販売」では、売上目標額60,000円に対し実績額が160,450円、267%と予算を超える成果があった。差額は事業費に充てることで、当事業に関しては交付金を使わずに、活動を行った。

活動に関する成果

- ・あんしん安全部会「カーブミラー清掃活動」では、清掃時にカーブミラーの点検を行い、三豊市の建設港湾課へ報告、点検箇所の改善が行われた。

受益者に関する成果

- ・ふれあい交流部会「芸術士派遣事業」「文化芸術による子どもたちの育成事業」では、平成25年から令和4年まで本事業の受益者である和光中学校3年生36名へアンケートを行った。アンケート結果は概ね好評。継続的に行ってきた当活動の成果を知ることができた。

【地域団体との連携事業】

予算に対する成果

- ・事業の予算総額763,000円に対し、実績額が889,274円と116.5%を運用。予備費を活用し予定以上の成果をあげることができた。
- ・「医師住宅管理事業」では、受取負担金目標額315,000円に対し、実績額が447,000円、142%と予算を超える成果があった。差額は事業費に充てることで、当事業に関しては交付金を使わずに、活動を行うことができた。

受益者に関する成果

- 「財田の里で化石を探そう」では、三豊市内の小学校へチラシを配布し50人の参加枠に対し、162名の希望者が集まり抽選を行った。当事業に対する興味関心度は高く、潜在的な受益者がいることが分かった。

2 個別事業報告書

1【部会】

事業名	くまろう環境部会＞ 財田「さくらの郷」計画			
事業目的	謎之丞まつりの開催場所としても知られる戸川ダム公園周辺と塔重山公園周辺をはじめ、財田町内を「さくらの郷」と銘打って桜の育成と樹木の管理を行い、市民が憩える環境づくりと、町内外に対しても桜の郷として誇れるような地域づくりをする。			
事業内容	戸川ダム公園及び塔重山公園に植樹した桜の木が順調に生育するように、病害虫駆除、^{つた} 蔦、^{つる} 蔓の除去等を行うとともに、周辺の草刈りとゴミ拾い等の作業を行った。			
実施日時	令和5年7月2日（日）AM7:00～AM8:30			
実施場所	戸川ダム公園、塔重山公園周辺			
受益者	財田町民ほか公園来園者	従事人数	延べ53人	
本事業の評価	・参加者協力のもと、桜の育成及び維持管理を行っているため、謎之丞まつりで来園者が多数訪れている。 ・桜の古木管理を関係者と協議する必要がある。なお古木の管理、伐採については、平成30年以降、三豊市に話を行っている状況である。今後、古木の倒木や枝折れによる事故等が懸念される。古木がなくなれば、新規苗木の植樹が必要となる。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	105,360円	支出額	105,360円
	内訳 受取交付金	105,360円	内訳 業務委託費	91,986円
			会議費	4,860円
			通信運搬費	4,704円
			燃料費	3,810円

2【部会】

事業名	くあんしん安全部会＞ 財田町内のカーブミラー清掃活動			
事業目的	町内の道路に設置してあるカーブミラーを清掃することで、そこを通るドライバーや歩行者が対向車などを認識しやすくなり、出合頭での事故防止や美観の維持につながる。			
事業内容	町内の道路に設置してあるカーブミラーの清掃及び点検を一組2～3名で12地区に分かれ行った。清掃後、ミラー等不具合箇所について三豊市へ対応依頼を行った。			
実施日時	令和5年11月11日（土）AM8:30～AM10:00			
実施場所	財田町内道路（カーブミラー設置約220ヵ所）			
受益者	財田町民、通行車両ほか	従事人数	延べ28人	
本事業の評価	・町内のカーブミラーを予定通りきれいに清掃することができた。 ・不具合箇所（32件）は、三豊市へ報告を行い不具合箇所の改善が行われた。その結果、町民が安全運転できるようになった。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	6,206円	支出額	6,206円
	内訳 受取交付金	6,206円	内訳 通信運搬費	4,536円
			燃料費	1,670円

3【部会】

事業名	<にこにこ元気部会> ポン菓子加工販売事業			
事業目的	昔懐かしいポン菓子を子どもたちや大人に知ってもらうため、地域で行われるイベントなど催し物に出向き、ポン菓子加工販売を行い地域活性化に寄与する。またお米を使うことで、コメ消費拡大のPRにつなげる。			
事業内容	ポン菓子加工販売を定期的に行い予約申込者にポン菓子商品を渡せた。また町内の主な催しもの（謎之丞まつり、たからだ文化祭）に出店し来場者にポン菓子の実演販売を行った。			
実施日時	5/20、9/16、12/16 AM8:30～PM12:30（加工販売）・2/17AM8:30～AM11:00（試作品） 4/2 AM8:30～PM7:00（謎之丞まつり出店） 10/28 AM9:00～PM6:00、10/29 AM9:00～PM4:00（たからだ文化祭出店）			
実施場所	謎之丞まつり会場、財田庁舎前駐車場			
受益者	財田町民		従事人数	延べ63人
本事業の評価	・年2回の催し物出店と年3回の定期販売を行い、売上高増とコメ消費拡大の目標が達成できた。 ・リピーターの定着ができた。 ・お米以外の商品づくりが課題		次年度以降の実施予定	継続・廃止
決算額	収入額	160,450円	支出額	91,720円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 会議費	8,130円
	売上高	160,450円	消耗品費	19,319円
	収入 160,450円		食糧費	5,126円
	支出 91,720円		水道光熱費	16,000円
	差引き 68,730円		材料費	24,845円
			賃借料	18,300円

4【部会】

事業名	<ふれあい交流部会> 芸術士派遣事業			
事業目的	次代を担う財田町の子どもたちに、幼い頃から本物の芸術に触れさせることで豊かな感性と想像力を育てていく。また、サポートとして地域の方を招き、子どもたちやその保護者との交流の場としていく。さらに、芸術士の豊かな素材や用具に対する知識や斬新な発想が保育のヒントになるなど保育士のスキルアップにもつながる。			
事業内容	NPO 法人アーキペラゴに所属する芸術士をこども園に派遣した。芸術士独特の視点で、3歳児から5歳児までの子どもたちに創作活動を指導してもらうことができた。			
実施日時	5/24（打合せ）6/12、13、15、8/7、9/7、8、22、1/29、30、2/6、8、14 計12回 各AM9:00～PM12:00			
実施場所	財田こども園			
受益者	園児及び保護者、財田町民		従事人数	延べ27人
本事業の評価	・コロナ渦中での生活しか経験のない子どもたちなので、共同での活動ができるか未知数だったが、目を輝かせ身体全体で感情を表現する子どもたちを見て、アートで子どもたちの豊かな感性や創造力を育むという初期の目標は概ね達成できた。		次年度以降の実施予定	継続・廃止
決算額	収入額	239,580円	支出額	239,580円
	内訳 受取交付金	239,580円	内訳 業務委託費	239,580円

5【部会】

事業名	＜ふれあい交流部会＞ 文化芸術による子どもたちの育成事業 (文化公演会、親子及び子どもたちの絵画教室)			
事業目的	子ども達の豊かな想像力や創造力、思考力、コミュニケーション能力などを養う。地域住民に質の高い芸術鑑賞の機会を提供する。			
事業内容	財田小学校に一流の芸術家を派遣し、地域住民を招いて「世界の音楽とリズム」公演を実施し子どもたちと交流を行った。また子どもたちが大きい絵画を鑑賞し、一つのお話を作りそれを絵にした。完成した話と絵を子どもたちが体験発表した。			
実施日時	令和5年8月21、22、31日 AM9:00～PM3:00 財田小学校、財田町公民館 令和5年12月11日 PM1:30～3:00 財田小学校 令和6年1月15、17、19日 AM9:00～11:00 財田こども園			
実施場所	財田小学校、財田町公民館、財田こども園			
受益者	小学校児童、保護者、財田町民 こども園児	従事人数	延べ10人	
本事業の評価	子どもたちに質の高い文化芸術を鑑賞させるとともにワークショップを行い新しいことを体験させ、併せて地域住民に芸術鑑賞の機会を提供することができた。	次年度以降の実施予定	継続・ ☐ 廃止	
決算額	収入額	384,008円	支出額	384,008円
	内訳 受取交付金	384,008円	内訳 消耗品費	34,468円
			印刷製本費	17,540円
			業務委託費	330,000円
			保険料	2,000円

6【部会】

事業名	＜広報部会＞ 広報誌発行及び広報活動			
事業目的	まちづくり推進隊財田の活動内容や、町内外の行事・イベント等について、様々な方法で発信することで、情報を共有したり、理解・協力を得たりする。			
事業内容	年2回7月と1月にまちづくり推進隊財田の広報誌「まちづくり財田」を発行した。毎月「さいた活動カレンダー・財田写真新聞」を作成し発行した。各種団体、事業の活動状況や町内外の行事、イベント等やFACEBOOK等を活用してインターネットにて情報発信を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	財田町内、まちづくり推進隊事務所			
受益者	財田町民他	従事人数	延べ18人	
本事業の評価	・広報誌を年2回、財田活動カレンダーと写真新聞を毎月発行できた。・SNS等で町内外に向け情報発信を行った。 ・広報誌など発行することで、町民にまちづくり推進隊財田の活動を知る機会を与えられたことや参加意欲を高めることができた。またSNS発信することにより町内外の人たちに推進隊の活動をアピールし、興味や関心を与えることができた。	次年度以降の実施予定	☐ 継続・ ☐ 廃止	
決算額	収入額	166,320円	支出額	166,320円
	内訳 受取交付金	166,320円	内訳 印刷製本費	166,320円

7【事業】

事業名	さいたの里で化石を探そう			
事業目的	岩石に触れることでできる自然への興味、専門家の先生方の指導を受けながら数々の自然の発見をこの教室を通じて感じてもらい、将来の学者への夢を持てる三豊市の子供たちに育てていけるよう実施する。			
事業内容	財田町内外の子どもたちに対し、財田の里山で採掘できる岩石の面白さに触れる機会をもうけ、専門家の指導のもと化石の採取・観察会を行った。			
実施日時	令和 5 年 10 月 14 日（土）午前の部 AM9:00 ～ AM11:30 午後の部 PM1:00 ～ PM3:30			
実施場所	財田町灰倉地区			
受益者	三豊市内の親子他		従事人数	延べ15人
本事業の評価	・市内より参加者50人が集まり、化石の採取観察会を行い目標達成することができた。 ・子供たちが化石採取に興味を持ち、講師に様々な質問をしており文化財への探究心を深められる事業となった。		次年度以降の実施予定	継続 ・廃止
決算額	収入額	64,411円	支出額	64,411円
	内訳 受取交付金	34,411円	内訳 諸謝金	44,084円
	受取負担金	30,000円	会議費	1,790円
			印刷製本費	16,090円
			通信運搬費	514円
			保険料	1,933円

8【事業】

事業名	財田少年少女ものづくり教室			
事業目的	ものづくりは一朝一夕にできるものでなく基礎からの積み上げが必要である。内容を理解したうえでないと高度な製品は作れない。この発想の基となるのが幼い時に培った柔軟な考え方である。学校教育では時間数の制限もあり時間をかけて各自の興味関心に応えることは難しい。そこで身の回りにあるものを使い、子どもたちの興味関心を喚起し、将来のものづくりへの道しるべとする。			
事業内容	子どもに基礎的な作品の製作を通して、ものづくりに興味関心をもってもらい、生きる力を培うとともに将来の進路選択にも役立ててほしいと考え、夏休みの期間を利用して学べる教室を開催した。今年は、水で光るマグネシウムLEDランタンを制作した。			
実施日時	令和 5 年 7 月 25 日（火）PM1:00 ～PM4:00			
実施場所	財田町公民館			
受益者	財田町民、市内小学生	従事人数	3人	
本事業の評価	子どもたちは、電気、電池について学習し理解を深めた。またLEDランタンに興味を持ち参加者15名全員がランタンを製作しており、子どもたちの興味関心を喚起できる事業となっている。	次年度以降の実施予定	継続 ・廃止	
決算額	収入額	41,999円	支出額	41,999円
	内訳 受取交付金	34,999円	内訳 消耗品費	30,070円
	受取負担金	7,000円	印刷製本費	8,580円
			保険料	3,349円

9【事業】

事業名	＜財田のむかしばなし伝承の会＞ 財田のむかしばなしに関わる寺院・史跡を訪ねて及び「新財田のむかしばなし」冊子の増刷		
事業目的	令和2年2月、財田のむかしばなし4話の由来となる場所に看板が設置されたことに伴い、話の内容や場所を地域の多くの人たちに知ってもらうためゆかりの地を巡る。また昨年度製作した「新・財田のむかしばなし」は完売したため新たに増刷し、財田の昔話を多くの方に知ってもらう。		
事業内容	地域の方に由来の地を広く知ってもらうため、その場所に訪れ地元の方から説明等を受け、将来の世代に語り告げるよう活動を 2 回行った。一回の開催で 30 名の参加者を募集した。徒歩で財田のむかしばなしに関する寺院・史跡を訪れ、それに関する紙芝居や昔話を披露した。冊子は 300 冊増刷し購入希望者に販売を行う。		
実施日時	1回目令和 5 年 11 月 26 日（日）AM9:00～AM11:00 2回目令和 6 年 3 月 10 日（日）AM9:00～AM11:00 令和6年2月以降販売開始		
実施場所	財田のむかしばなしに関わる寺院、史跡等 ・1回目財田上黒川 なまず塚他 ・2回目財田上戸川 溪道神社他 ・まちづくり推進隊財田事務所他		
受益者	財田町民及び購入希望者ほか		従事人数 延べ18人
本事業の評価	・地域住民の方の協力により、ゆかりの地の由来について詳しく話を聞くことができた。次回も参加したいという希望者が大勢おり、むかしばなしに興味関心を持ってもらえる事業である。		次年度以降の実施予定 継続 ・廃止
決算額	収入額	167,534円	支出額 167,534円
	内訳 受取交付金	167,534円	内訳 印刷製本費 154,020円
			消耗品費 13,514円

10【事業】

【事業】

事業名	「財田の名所史跡と財田のむかしばなし」の看板清掃		
事業目的	財田町内に「財田のむかしばなし」看板及び「史跡名所案内」看板を設置しているが、屋外設置のため汚れやすく腐食等も発生することがある。そのため看板を清掃点検する。		
事業内容	「財田のむかしばなし4話由来の地の看板」（平成元年製作）と「財田の名所史跡案内看板」（平成25、26年製作）の清掃及び点検活動を行った。		
実施日時	令和5年11月19日（日）AM8:00～AM9:30		
実施場所	町内の看板設置13ヵ所		
受益者	財田町民		従事人数 6人
本事業の評価	・町内19ヵ所の看板清掃ができた。 ・看板を点検したが、異常はなかった。 ・大勢の人に興味関心を持ってもらっている「財田のむかしばなし」由来の地を後世に残していくための重要な事業である。		次年度以降の実施予定 継続・廃止
決算額	収入額	1,914円	支出額 1,914円
	内訳 受取交付金	1,914円	内訳 会議費 966円
			消耗品費 948円

11【事業】

事業名	財田診療所 医師住宅管理事業（第1・第2）			
事業目的	移住定住の施策として、財田町へ移住希望者がスムーズに移住を実現できるよう、新しい家を探す間や、リフォームしている間などの滞在拠点として利用できるよう医師住宅の維持管理を行う。			
事業内容	利用者（移住希望者）とまちづくり推進隊財田理事長とが契約を行い、医師住宅を利用してもらった。 2棟の住宅維持管理、利用促進を財 TURN が行った。 第2医師住宅は10月5日で三豊市との協定が解除となった。			
実施日時	令和5年4月～令和6年3月			
実施場所	財田診療所第1、第2医師住宅			
受益者	移住希望者、利用者	従事人数	8人	
本事業の評価	・医師住宅2棟の利用者が4組契約あり、年間目標は達成した。 ・第2医師住宅は、令和5年10月で三豊市との協定が解除となったが、今年度も4組の契約があり、移住促進のため重要な事業である。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	447,000円	支出額	359,673円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 水道光熱費	305,999円
	受取負担金	447,000円	修繕費	26,400円
			業務委託費	26,474円
			租税公課	800円
	収入447,000円			
	支出359,673円			
	差引き87,327円			

12【事業】

事業名	<財TURN*> 移住定住促進事業			
事業目的	近年増えつつある財田町への移住者やこれから移住をしようと考えている層へ向け、財田町の生活環境、魅力などの情報を提供し、安心して移住定住できるよう包括的にサポートすることを目的とする。			
事業内容	移住に特化したHP、SNSの運営とSNSでの知名度UPを目的とした広告宣伝を行った。オンラインによる移住相談と移住希望者の包括的なサポート活動を行った。			
実施日時	令和5年4月～令和6年3月（HPやSNSでの発信） ・3回（移住相談）			
実施場所	財田町内他			
受益者	財田町への移住希望者	従事人数	8人	
本事業の評価	・継続的なHPの運営、活動の紹介を行うことで、知名度が向上し、移住定住に繋がっている事業である。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	76,354円	支出額	76,354円
	内訳 受取交付金	76,354円	内訳 旅費交通費	11,760円
			研修費	3,000円
			通信運搬費	61,594円

13【事業】

事業名	＜宝山湖の彼岸花をまもる会＞ 宝山湖の彼岸花保全事業			
事業目的	秋の宝山湖の景観に花をそえている、彼岸花エリアの保全を継続する。ボランティアを募り、保全活動を継続した結果、多くの人の目を楽しませ、地域の方が親しみを感じる場所となっている。今後も地元の方々や地元企業の協力を得ながら、香川の緊急時の飲料水となる宝山湖の水を守る、小さな力になるよう、次世代へ引き継いでいく。			
事業内容	彼岸花植栽地の雑草対策のため、初夏と開花1ヶ月前の9月に草刈り作業を実施した。			
実施日時	令和5年5月13日（土）AM8:00～AM9:30 令和5年9月2日（土）AM8:00～AM10:30			
実施場所	宝山湖の彼岸花植栽地			
受益者	財田町民ほか植栽地来訪者	従事人数	延べ77人	
本事業の評価	・草刈りの維持管理により彼岸花植栽地に花が咲くなど、多くの人に来てもらうための環境整備を行う重要な事業である。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	81,649円	支出額	81,649円
	内訳 受取交付金	81,649円	内訳 会議費	11,328円
			燃料費	6,585円
			通信運搬費	8,736円
			業務委託費	55,000円

【寄付金による事業】

事業名	彼岸花植栽地の景観対策寄付金事業			
事業目的	本年、宝山湖の彼岸花植栽地一帯を彼岸花の景観を良くするため重機による草刈り作業を行った。			
事業内容	重機による草刈り作業を実施した。			
実施日時	令和5年8月31日（木）			
実施場所	宝山湖 彼岸花植栽エリア			
受益者	財田町民 他	従事人数	2人	
本事業の評価	・寄付金（令和4年度）を使い草刈り作業を行うことで、参加者の労力軽減や作業時間の短縮につながっている。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	55,000円	支出額	55,000円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 業務委託費	55,000円
	受取寄付金	55,000円		

14【新規事業】

事業名	財田中「入樋高津神社へ説明板を設置」			
事業目的	新財田のむかしばなし「石屋の善さん」に掲載されている財田中入樋地区高津神社本宮の石積を善さんが行ったことから、この功績を後の世に伝えるため。			
事業内容	石屋の善さんの功績とそこに伝わる話を説明板として作成し、高津神社近くに設置した。			
実施日時	令和 5 年 8 月 10 日（木）			
実施場所	財田中入樋自治会公民館、高津神社			
受益者	財田町民、神社関係者		従事人数	延べ14人
本事業の評価	・善さんの功績を後世に伝えるため説明板を設置することができた。		次年度以降の実施予定	継続・ ☐ 廃止
決算額	収入額	51,700円	支出額	51,700円
	内訳 受取交付金	51,700円	内訳 業務委託費	51,700円

15【新規事業】

事業名	<財TURN*> 空き家再生促進事業			
事業目的	財田町へ移住を希望している人がいるが、紹介できる物件がない状況が近年続いており、町外市外へ移住するケースが増えてきている。 財田町内の空き家を再生し、移住希望者が利用できるようにするため先進地へ視察を行い、そのノウハウを学ぶ。			
事業内容	空き家再生対策の実施に向かう準備の一年とし、後年以降に実施できるように今年度は、高知県梼原町の空き家再生事業を視察した。			
実施日時	令和5年6月23日（金）AM8:00～PM6:00・7月24日（月）PM7:30～PM9:30 9月5日（火）PM7:30～PM9:30 11月17日（金）～18日（土）			
実施場所	財田町内、公民館会議室、高知県梼原町、高知県四万十町			
受益者	移住希望者、財田町民他	従事人数	8人	
本事業の評価	・空き家再生事業の先進地、高知県梼原町と高知県四万十町へ視察を行い、空き家対策活用した国の補助金制度や空き家再生事業の取組について学んだ。次年度は補助金資料を基に町内の空き家改修を実施する前提で活動を行う。今後、町内にある空き家対策に繋がっていく重要な事業である。	次年度以降の実施予定	継続 ・廃止	
決算額	収入額	44,040円	支出額	44,040円
	内訳 受取交付金	44,040円	内訳 旅費交通費	23,800円
			研修費	9,800円
			燃料費	9,840円
			租税公課	600円

16【移譲業務】

事業名	三豊市自治会連合会財田支部		
事業目的	財田町の各自治会から選出された自治会長をもって構成し、自治会間の連絡を密にし、相互に協調し、地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。		
事業内容	自治会連合会財田支部に関する一切の事務を行った。 総会、役員会、研修会、街頭交通監視等		
実施日時	令和5年4月～令和6年3月		
実施場所	財田町内 財田町公民館		
受益者	自治会長ほか	従事人数	36人
本事業の評価	・地域社会の発展と福祉の向上に寄与することができる事業である。	次年度以降の実施予定	継続 ・廃止
決算額	収入額	170,000円	支出額 170,000円
	内訳 受取交付金	170,000円	内訳 支払助成金 170,000円

※ 三豊市自治会連合会財田支部（別会計）で実施

17【移譲業務】

事業名	三豊市地区衛生組織連合会財田支部		
事業目的	三豊市地区衛生組織連合会（以下「連合会」という。）と密接な連携を保ち、支部内の衛生組織相互の緊密な連帯のもとに、市民の保健増進と環境衛生の向上を図り、健康で住みよい社会の建設に資することを目的とする。		
事業内容	地区衛生組織連合会財田支部に関する一切の事務を行った。 総会、役員会、研修会、道路・河川清掃関係等		
実施日時	令和5年4月～令和6年3月		
実施場所	財田町内 財田町公民館 研修地		
受益者	財田町民、地区衛生委員	従事人数	36人
本事業の評価	健康で住みよい社会の建設に資する事業である。	次年度以降の実施予定	継続 ・廃止
決算額	収入額		支出額

※ 三豊市地区衛生組織連合会財田支部（別会計）で実施

18【移譲業務】

事業名	交通安全		
事業目的	財田町民及び通勤、通学者に対する交通安全意識向上のため、交通安全活動を行う。		
事業内容	交通指導員、交通安全協会役員ほか関係者が参加し交通安全期間に交通安全啓発街頭キャンペーンを行った。		
実施日時	令和5年5月19日（金）（中止）、7月5日（水）AM7:30～、9月29日（金）PM5:00～		
実施場所	財田支所前		
受益者	財田町民ほか	従事人数	延べ28人
本事業の評価	通勤、通学者に対する交通安全意識向上に資する事業である。	次年度以降の実施予定	継続 ・廃止
決算額	収入額	2,430円	支出額 2,430円
	内訳 受取交付金	2,430円	内訳 会議費 2,430円

その他

事業名	取次業務			
事業目的	グリーンパトロール隊とは、子どもの下校時の安全を地域の子で見守るボランティア隊で、安全な町づくりを目指している。			
事業内容	パトロール時の窓口対応（青パトに必要な用具、車のカギの受渡）、備品等の管理（携帯電話、ベスト、回転灯）など推進隊への委託業務のみ行う。			
実施日時	令和5年4月～令和6年3月			
実施場所	まちづくり推進隊財田 事務局			
受益者	財田町民ほか	従事人数		2人
本事業の評価	グリーンパトロール隊及び少年育成センターとの取次を行うことができた。	次年度以降の実施予定		継続 ・廃止
決算額	収入額	—	支出額	—

3 総会、代議員会、理事会等の開催状況

(1) 総会の開催状況

会議名	開催日時	出席状況	審議及び議決内容
令和5年度 通常総会	R5年 4月21日(金) PM7:00～ PM8:20	会員総数 75名 うち出席者 50名 (うち本人出席 24名、委任状出席 26名)	・令和4年度事業報告及び収支決算報告について（可決） ・令和4年度会計監査報告について（可決） ・役員の選任について（可決） ・令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について（可決）

(2) 理事会等の開催状況

会議名	開催日時	出席状況	審議及び議決内容
第1回 理事会	R5年4月14日(金)	理事 11名 監事 2名	・令和5年度通常総会提出議案について（可決） ・役員の選任に伴う候補者について（可決） ・基金の設置、申請関係について（可決） ・職員の給与改定について（可決）
	PM7:00～PM9:00		
第2回 理事会	R5年5月16日(火)	理事 11名 監事 0名	・提出議案なし
	PM7:00～PM8:15		
第3回 理事会	R5年6月20日(火)	理事 9名 監事 2名	・提出議案なし
	PM7:30～PM8:05		
第4回 理事会	R5年7月11日(火)	理事 9名 監事 2名	・第1四半期決算について（可決） ・新規活動提案について（可決）
	PM7:30～PM8:30		
第5回 理事会	R5年8月23日(水)	理事 12名 監事 2名	・提出議案なし
	PM7:30～PM7:55		

第 6 回 理事会	R5 年 9 月 21 日 (木)	理事 10 名 監事 0 名	・ 令和 6 年度事業計画 (案) の策定及び提出について (可決)
	PM7:30～PM8:10		
第 7 回 理事会	R5 年 10 月 17 日 (火)	理事 10 名 監事 2 名	・ 第 2 四半期決算について (可決) ・ 新規活動提案について (可決) ・ 空き家再生事業補助金申請について (可決)
	PM7:00～PM8:00		
第 8 回 理事会	R5 年 11 月 14 日 (火)	理事 10 名 監事 2 名	・ 活動提案の追加 (予算) について (可決) ・ 新規活動提案の修正について (可決)
	PM7:00～PM7:50		
第 9 回 理事会	R5 年 12 月 12 日 (火)	理事 10 名 監事 1 名	・ 第 39 回 謹之丞まつりへの出店申込みについて (可決)
	PM7:00～PM7:30		
第 10 回 理事会	R6 年 1 月 23 日 (火)	理事 10 名 監事 2 名	・ 令和 5 年度事業別決算について (第 1～第 3 四半期まで) (可決) ・ 令和 6 年度の自主事業活動提案について (可決) ・ 使用貸借契約 (物品) の更新について (可決)
	PM7:00～PM8:08		
第 11 回 理事会	R6 年 2 月 16 日 (金)	理事 11 名 監事 2 名	・ 令和 6 年度自主事業活動提案について (可決) ・ 令和 5 年度自主事業追加提案について (可決) ・ 香川県 NP0 基金への登録更新について (可決) ・ 車両の再リース契約 (案) について (可決)
	PM7:00～PM8:25		
第 12 回 理事会	R6 年 3 月 12 日 (火)	理事 11 名 監事 2 名	・ 令和 6 年度事業計画書及び収支予算書 (案) について (可決) ・ まちづくり推進隊財田の定款変更について (可決)
	PM7:00～PM8:45		
三役会	R6 年 3 月 1 日 (金)	理事 3 名	・ 令和 6 年度地域内分権推進交付金要求額について ・ 令和 6 年度「事業計画及び収支予算書 (案)」の見直しについて
	PM6:00～PM7:30		

様式第 18 号 (第 12 条関係)

決算監査報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
理事長 菅 原 順 三 様

令和 5 年度 (令和 5 年 4 月 1 日~令和 6 年 3 月 31 日まで) の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

令和 6 年 4 月 18 日

監事

伊藤 惺

印

令和 6 年 4 月 18 日

監事

秋山 崇史

印

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

令和 6 年 4 月 25 日

香川県三豊市財田町財田上 2171-1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

理 事 長 菅 原 順 三



決 算 報 告 書

第 12期

自 令和5年 4月 1日

至 令和6年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

香川県三豊市財田町財田上2 1 7 1 番地 1

活 動 計 算 書

[税込] (単位 : 円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日

【経常収益】

売上高 160,450

【受取助成金等】

受取負担金 485,200

受取交付金 9,368,922 9,854,122

【その他収益】

受取 利息 28

雑 収 益 41,676 41,704

雑収入 18,132

経常収益 計

10,074,408

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

研修費 (事業) 12,800

材料費 (事業) 24,845

業務委託費 (事業) 849,740

諸 謝 金 (事業) 44,084

印刷製本費 (事業) 362,550

会 議 費 (事業) 29,504

旅費交通費 (事業) 35,560

通信運搬費 (事業) 80,084

消耗品 費 (事業) 98,319

食 糧 費 (事業) 5,126

修 繕 費 (事業) 26,400

水道光熱費 (事業) 321,999

賃 借 料 (事業) 18,300

燃料費 (事業) 21,905

保 險 料 (事業) 7,282

支払助成金 170,000

租税 公課 (事業) 1,400

その他経費計 2,109,898

事業費 計

2,109,898

【管理費】

(人件費)

給料 手当 5,195,007

役員議事報償費 522,000

法定福利費 858,265

人件費計 6,575,272

(その他経費)

印刷製本費 84,083

会 議 費 2,430

旅費交通費 2,760

車 両 費 16,804

車両燃料費 20,191

通信運搬費 176,185

消耗品 費 217,437

修 繕 費 34,650

水道光熱費 73,400

減価償却費 191,794

保 險 料 134,422

諸 会 費 4,375

リース 料 322,704

業務委託料 17,600

活 動 計 算 書

[税込] (単位：円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日

研 修 費	10,000		
その他経費計	1,308,835		
管理費 計		7,884,107	
経常費用 計			9,994,005
当期経常増減額			80,403
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			80,403
法人税、住民税及び事業税			80,500
当期正味財産増減額			△ 97
前期繰越正味財産額			1,604,536
次期繰越正味財産額			1,604,439

貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位：円)
令和6年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	169,780
小口 現金	22,787	前受交付金	77,078
普通 預金	1,581,606	預り金 (源泉所得税)	9,477
現金・預金 計	1,604,393	預り金 (社会保険料)	54,327
流動資産合計	1,604,393	流動負債 計	310,662
【固定資産】		負債合計	310,662
(有形固定資産)		正 味 財 産 の 部	
構 築 物	5,491	【正味財産】	
機械及び装置	178,883	前期繰越正味財産額	1,604,536
什器 備品	53,367	当期正味財産増減額	△ 97
有形固定資産 計	237,741	正味財産 計	1,604,439
工具器具備品	72,967	正味財産合計	1,604,439
固定資産合計	310,708		
資産合計	1,915,101	負債及び正味財産合計	1,915,101

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位：円)
令和6年 3月31日 現在

《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
小口 現金	22,787		
普通 預金	1,581,606		
現金・預金 計	1,604,393		
流動資産合計		1,604,393	
【固定資産】			
(有形固定資産)			
構 築 物	5,491		
機械及び装置	178,883		
什器 備品	53,367		
有形固定資産 計	237,741		
工具器具備品	72,967		
固定資産合計		310,708	
資産の部 合計			1,915,101
《負債の部》			
【流動負債】			
未 払 金	169,780		
前受交付金	77,078		
預り金 (源泉所得税)	9,477		
預り金 (社会保険料)	54,327		
流動負債 計		310,662	
負債の部 合計			310,662
正味財産			1,604,439

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

[税込] (単位: 円)

全事業所

自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日

【経常収益】		
売上高	160,450	
【受取助成金等】		
受取負担金	485,200	
受取交付金	9,368,922	
【その他収益】		
受取 利息	28	
雑 収 益	41,676	
雑収入	18,132	
経常収益 計		10,074,408
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
研修費 (事業)	12,800	
材料費 (事業)	24,845	
業務委託費(事業)	849,740	
諸 謝 金(事業)	44,084	
印刷製本費(事業)	362,550	
会 議 費(事業)	29,504	
旅費交通費(事業)	35,560	
通信運搬費(事業)	80,084	
消耗品 費(事業)	98,319	
食 糧 費(事業)	5,126	
修 繕 費(事業)	26,400	
水道光熱費(事業)	321,999	
賃 借 料(事業)	18,300	
燃料費 (事業)	21,905	
保 険 料(事業)	7,282	
支払助成金	170,000	
租税 公課(事業)	1,400	
その他経費計	2,109,898	
事業費 計		2,109,898
【管理費】		
(人件費)		
給料 手当	5,195,007	
役員議事報償費	522,000	
法定福利費	858,265	
人件費計	6,575,272	
(その他経費)		
印刷製本費	84,083	
会 議 費	2,430	
旅費交通費	2,760	
車 両 費	16,804	
車両燃料費	20,191	
通信運搬費	176,185	
消耗品 費	217,437	
修 繕 費	34,650	
水道光熱費	73,400	
減価償却費	191,794	
保 険 料	134,422	
諸 会 費	4,375	
リース 料	322,704	
業務委託料	17,600	
研 修 費	10,000	
その他経費計	1,308,835	

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田	[税込] (単位：円)	
全事業所	自 令和5年 4月 1日	至 令和6年 3月31日
管理費 計	7,884,107	
経常費用 計	9,994,005	
当期経常増減額	80,403	
【経常外収益】		
経常外収益 計	0	
【経常外費用】		
経常外費用 計	0	
税引前当期正味財産増減額	80,403	
法人税、住民税及び事業税	80,500	
当期正味財産増減額	△ 97	
前期繰越正味財産額	1,604,536	
次期繰越正味財産額	1,604,439	

全 役 員 名 簿

(令和5年4月1日～令和5年4月21日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役 名	氏 名	住 所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	菅 原 順 三	三豊市財田町財田上3882	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
副理事長	白 川 洋 二	三豊市財田町財田上6738-1	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
副理事長	岡 崎 和 朗	三豊市財田町財田上4089	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
理 事	秋 山 秀 和	三豊市財田町財田中3547-5	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
理 事	鈴 木 朝 則	三豊市財田町財田上1943	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
理 事	近 藤 美代子	三豊市財田町財田中1622-2	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
理 事	中 嶋 智 子	三豊市財田町財田上1590	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
理 事	込 山 賢 治	三豊市財田町財田上1785	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
理 事	森 啓 一	丸亀市垂水町3074-4	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
理 事	橋 本 純 子	三豊市財田町財田上905-1	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
理 事	信 里 佳 紀	三豊市財田町財田上315-3	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
理 事	石 井 章 弘	三豊市財田町財田上3264-5	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
理 事	佐 長 光 祥	三豊市財田町財田上6986	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
監 事	中 原 優 季	三豊市財田町財田上245-2	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無
監 事	伊 藤 悟	三豊市財田町財田上5626-4	令和5年4月1日～令和5年4月21日	無

全 役 員 名 簿

(令和5年4月21日～令和6年3月31日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役 名	氏 名	住 所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	菅 原 順 三	三豊市財田町財田上3882	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無
副理事長	白 川 洋 二	三豊市財田町財田上6738-1	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無
副理事長	橋 本 純 子	三豊市財田町財田上905-1	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無
理 事	鈴 木 朝 則	三豊市財田町財田上1943	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無
理 事	秋 山 秀 和	三豊市財田町財田中3547-5	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無
理 事	近 藤 美代子	三豊市財田町財田中1622-2	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無
理 事	中 嶋 智 子	三豊市財田町財田上1590	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無
理 事	森 啓 一	丸亀市垂水町3074-4	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無
理 事	石 井 章 弘	三豊市財田町財田上3264-5	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無
理 事	佐 長 光 祥	三豊市財田町財田上6986	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無
理 事	川 端 健 司	三豊市財田町財田中4536-1	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無
理 事	山 岡 正 士	三豊市財田町財田中2592	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無
監 事	伊 藤 悟	三豊市財田町財田上5626-4	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無
監 事	秋 山 篤 史	三豊市財田町財田上361-1	令和5年4月21日～令和6年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市財田町財田上 2171 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい財田町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上13人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項

(6) 総会に付議すべき事項

(7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 活動の区域

(活動の区域)

第 54 条 この法人の活動区域は、香川県三豊市財田町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	秋山	秀和
副理事長	近藤	美代子
副理事長	鈴木	朝則
理事	秋山	勇

理事	伊藤 勝
理事	小野 詔子
理事	川崎 保彦
理事	久保 義博
理事	白川 洋二
理事	谷 邦男
理事	中原 優季
監事	菅原 順三
監事	前田 昭文



- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。



この写しは、原本に相違ないことを証明する。

令和 6 年 4 月 25 日

香川県三豊市財田町財田上 2171-1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

理事長 菅原 順三

